

○法務省告示第三百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

法務大臣 岩城 光英

第二号イの表に次のように加える。

住商エアバッグ・システムズ株式会社	長崎県松浦市調川町下免八百五十一番地十	織布運転
-------------------	---------------------	------

第二号ハの表に次のように加える。

山吉建設株式会社	静岡県浜松市南区米津町二千二百六十六番地の一	とび
株式会社オードム	大阪府八尾市西山本町七丁目七番十八号	铸造品仕上げ
株式会社永江建設工業	熊本県熊本市西区新土河原一丁目四番十五号	型枠施工

○法務省告示第三百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

法務大臣 岩城 光英

第二号ハの表株式会社益子鉄筋工業の項中「茨城県那珂市平野千八百番地の八十三」を「茨城県那珂市瓜連千七百五十五番地二」に改める。

○法務省告示第三百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月一日

法務大臣 岩城 光英

第二号口の表株式会社鈴木スプリング製作所の項中「静岡県浜松市南区西島町字内浜田千二百六十六番地」を「静岡県浜松市北区三幸町四百四十番地の一」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の上欄中「（目） 小児慢性特定疾病医療費等負担金」を「（目） 母子保健衛生医療費負担金」に、「（目細） 母子保健医療対策等総合支援事業（市町村）（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。」を「（目細） 母子保健医療対策総合支援事業（市町村）（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。」に改める。

○経済産業省告示第百八十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第九十六条において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月一日

経済産業大臣 林 幹雄

名 称	主たる事務所の所在地	登録年月日
テブコカスターマーサービス株式会社	東京都江東区豊洲五丁目五番十三号	平成二十八年七月一日

○特許庁告示第十二号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社先進財総合研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

特許庁長官 小宮 義則

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第6号（3）	株式会社先進財総合研究所	（本社）
第15号（2）		東京都港区芝四丁目4番10号
第23号（1）		（目黒支所）
第25号（1）		東京都品川区上大崎三丁目3番1号
第36号（1）		（六本木支所）
第42号	東京都港区六本木二丁目1番13号	（関西支社 京都事務所）
第46号		京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町361番1
		（関西支社 大阪事務所）
	大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号	

○国土交通省告示第百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年七月一日

国土交通大臣 石井 啓一

- 一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構
- 二 事業施行期間 平成二十四年五月二十八日から平成三十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区 福岡県北九州市小倉北区片野新町三丁目、三郎九二丁目、城野団地及び東城野町の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称 北九州市計画事業城野駅北土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 福岡県北九州市小倉北区片野四丁目二十番三号
- 六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成二十四年五月二十八日
- 七 事業計画の変更認可の年月日 平成二十八年七月一日